令和3年4月20日

空き家活用推進事業【移住定住タイプ（リフォーム）】フロー図

※補助対象要件などの詳細については、住環境政策課（025-226-2815）にお問い合わせください。

補助金の手続き

補助条件の確認

補助金交付申請

交付決定通知

補助事業の実施

※補助金の交付決定以降であれば、以下の順序は問いません。

○リフォーム工事の実施・支払い

※リフォーム工事の実施（現場着手）は交付決定後におこなってください（工事契約はその前でも構いません）

○引っ越し（住民票の移動）

○転居費の支払い（該当する場合のみ）

実績報告書の提出（令和4年3月31日締切り）

補助金の振込
補助金額の確定

リフォーム等の手続き

※相続や申請前に購入した場合
空き家の所有

（金額・着手予定日等の確認）
リフォーム工事等の準備

※工事の着手は交付決定後
○リフォーム工事の実施・支払い

○引っ越し（住民票の移動）

○転居費の支払い（該当する場合のみ）